

(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	水産課	検索番号	1-4
法令名	漁船法	根拠条項	6-2		
許認可等	建造等をすべき期間の延長の許可				
(根拠規定)					
漁船建造等許可期間の延長に係る審査基準の一部改正について (平成14年4月1日付け水産第846号農林水産部長通知)					
(許認可等の基準)					
【 審 査 基 準 】					
漁船法第6条第2項の規定による建造等をすべき期間の延長の許可に係る審査基準は、次のとおりとする。					
(1) その許可が、建造に係る場合であっては、造船所の工程又は漁船の運航の遅延によるもので、かつ、その許可の日から1年以内に竣工しないときであって、許可の有効期間が満了する日の翌日から6か月以内に竣工が見込まれるとき。					
(2) その許可が、改造に係る場合にあっては、造船所の工程又は漁船の運航の遅延によるもので、かつ、その許可の日から6か月以内に改造の工事が完成しないときであって、許可の有効期間が満了する日の翌日から3か月以内に工事の完成が見込まれるとき。					
(3) その許可が、転用に係る場合であっては、漁船の運航の遅延によるもので、かつ、その許可の日から2か月以内に転用による使用を開始しないときであって、許可の有効期間が満了する日の翌日から1か月以内に開始が見込まれるとき。					
(その他)					